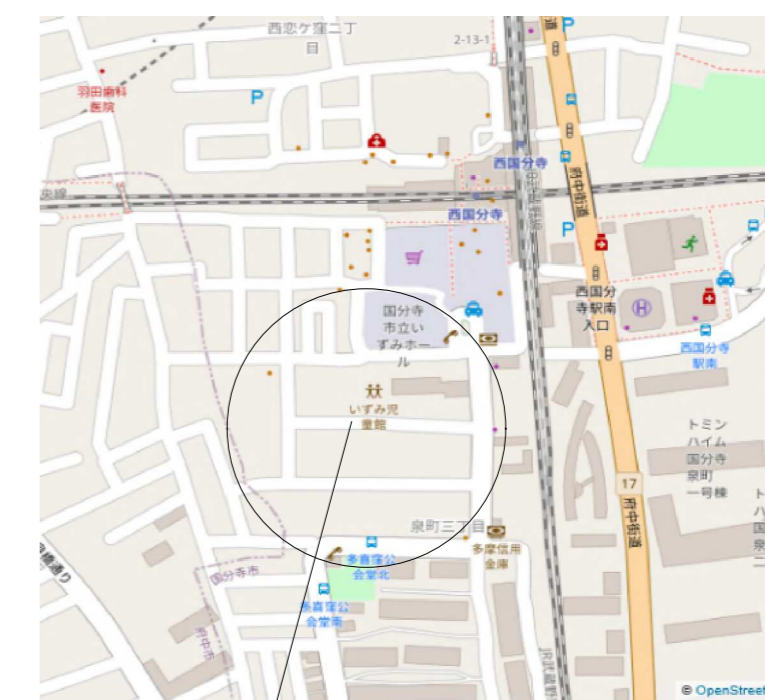
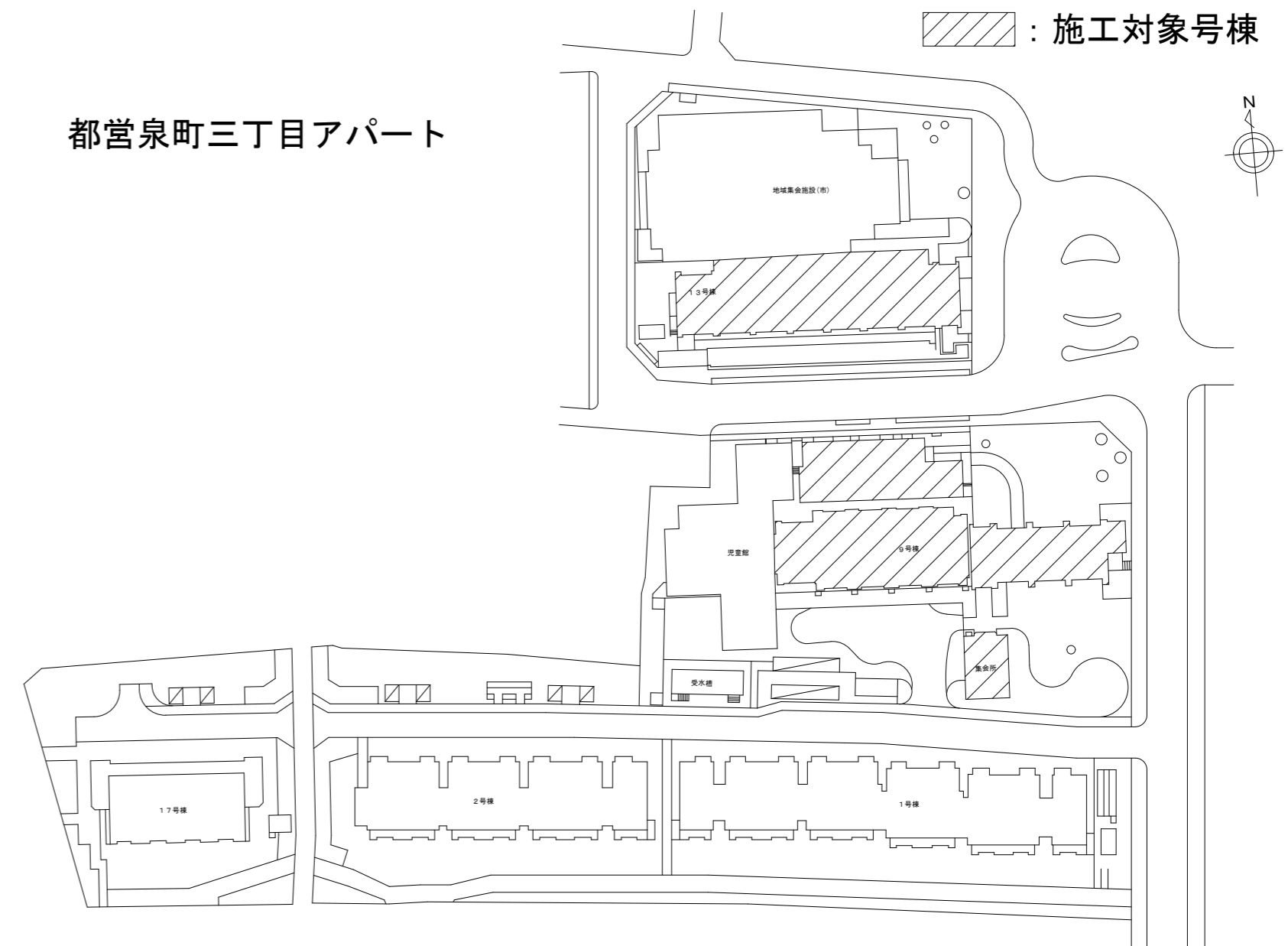


1. 工 事 件 名 都営泉町三丁目アパート（9、13号棟）
共用灯及び屋外灯改修工事
2. 工 事 場 所 都営泉町三丁目アパート 国分寺市泉町3-30
3. 建 物 概 要 都営泉町三丁目アパート 【団地番号：4401602】
・ 9号棟 1986年度建設 鉄筋鉄骨コンクリート造11階建 66戸
・ 13号棟 1986年度建設 鉄筋鉄骨コンクリート造10階建 55戸

4. 工 事 概 要
・ 本工事は、共用部の照明器具(集会所含む)及び屋外灯の取替え並びに盤等の改修または取替を行う。
5. 一 般 事 項
・ 居住中の団地の改修工事のため、工事に際し居住者の生活に配慮する。
・ 工事は、設計図書及び東京都住宅供給公社工事標準仕様書（電気設備）最新版に基づき施工する。
6. 工事における留意点
・ 屋外灯の色温度について、監督員に事前に協議を行い、承諾を得ること。
・ 施工箇所については、各種機能試験(絶縁抵抗測定・接地抵抗測定)を行う。なお、非常照明については、設置後全数の照度測定を実施すること。
・ 共用灯及び、屋外灯設備における既設利用箇所の調査(取付状況、絶縁、接地の測定等)を実施し、不良または本工事への不備状況が確認された場合は、速やかに監督員へ報告すること。なお、軽微な内容については本工事にて対応を行うこと。
・ 本工事に伴い発生する器具改修後の天井または壁面等の補修及び仕上塗装は工事に含むこととする。
・ **撤去した蓄電池等はリサイクル処理すること。また蛍光灯も適切に処分すること。**
・ 照明器具(カバー及び本体)には設置年月を示すシールまたは銘板を取付けること。また、非常照明はバッテリー製造年月を確認し、竣工図書に一覧表を添付すること。
・ 各照明器具については、確実に接地を施すこと。
・ 器具交換を高効率化するにあたり、電気事業者との契約を事前に確認し、本工事において契約変更が可能な場合は手続きを行うこと。
・ 撤去する資材について、特定建築材料(アスベスト等)及び特定有害物質(PCB等)の含有確認を行い、監督員へ報告すること。
なお、含有が確認された場合は、法規・法令に則り、適正に処分、取扱をすること。

7. 本工事において対象住棟の外壁及び上裏の吹付け塗材から石綿の含有が確認されている。については次の事項を厳守し作業を行うこと。
① 「アスベスト含有仕上塗材の除去を伴う工事 特記仕様書」(最新版)を確実に遵守すること。
② 特定粉じん排出等作業(外壁の穿孔作業含む)を伴う工事にあたる作業を行う場合は、石綿作業主任者を選任し、「大気汚染防止法」に基づき行政協議を行う。
また、監督員に協議内容の詳細について説明するとともに、書類提出等の協力を行うこと。
③ 石綿粉じん濃度測定の費用は見込まない、ただし、行政指導があれば、粉じん濃度測定を実施し、設計変更(増額)にて対応とする。
④ 「廃棄物処理法」及び「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」に基づき、適正に特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、取扱、処分をすること。
⑤ 施工方法及び現場の状況で、労働安全衛生法88条に基づき、労働基準監督署へ計画の届出が必要な場合は、監督員と協議をすること。
⑥ 本工事において、石綿の有無に係らず、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を公衆に対し掲示をすること。

8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止における留意点
・ 本工事は、施工段階にて最新の「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を行うこと。
・ 感染拡大防止対策を実施する上で、追加経費が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行う。
・ その上で、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、契約金額の変更又は工期の延長を行うなど適切に対応する。
・ 上記の対応を含め、感染拡大防止対策に係る経費については、受注者の責によらないものとして、既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき変更手続きを行う。



都営泉町三丁目アパート
国分寺市泉町3-31